

千葉県糖尿病療養指導士／支援士
(CDE-Chiba : Certified Diabetes Educator／Encourager of Chiba)
更新規定

第1条 認定期間 5年間

本資格は認定試験に合格した翌年の1月1日より5年後の3月31日まで有効となる。

更新以降より認定開始日は4月1日から5年後の3月31日まで有効。

第2条 更新の要件

認定更新には認定期間中に以下3つの事項を満たすことを必要とする。

- (1) 認定期間(5年間)に、通算2年以上は実地の糖尿病療養指導／支援に従事していること。
- (2) 別表に定める糖尿病療養指導士／支援士研修を5年間で30単位を取得していること。
- (3) 千葉県糖尿病対策推進会議の会員であり、認定期間中に会費を完納していること(遡って過年度分を含めて納入することも可)。

第3条 認定更新の手続き

次の書類を申請期間中に千葉県糖尿病対策推進会議事務局へ提出する。

- (1) 更新申請書
 - (2) 糖尿病療養指導／支援研修30単位以上を取得したことを証明する資料
 - (3) 糖尿病療養指導／支援に従事した実地年数を示す活動報告書
 - (4) 審査料振込にかかる領収書のコピー
 - (5) 資格証のコピー ※有資格者のみ
- 2 申請期間は更新対象者に個別通知される。
 - 3 更新申請後、認定委員会内の更新小委員会において審査し、申請者本人に審査結果を通知する。更新認定された者には、当会より新しい認定期間を記載した認定証を通知する。
 - 4 申請書類等は原則返却されない。

第4条 更新審査料

更新審査料は3,000円とする。

- 2 更新対象者に支払い方法等は個別に通知される。
- 3 更新審査料は、更新の認定可否に関わらずいかなる場合も返金されない。

第5条 更新手続き一部免除について

日本糖尿病療養指導士（以下、CDE-J）を有する者が該当。

- 2 第3条1項に定める(2)~(4)の書類提出を免除する。
- 3 第4条に定める更新審査料の納入を免除する。
- 4 一部免除を受ける者は下記申請期間中に次の書類を提出する。
 - (1) 所定の更新免除の申請書を免除する。
 - (2) CDE-J 認定証のコピー
 - (3) 資格証のコピー（例：看護師免許証など）
- 5 申請期間は更新対象者に個別通知される。

第6条 認定期間延長

特別な事情があり更新要件を満たせない場合は、認定期間延長の申請ができる。

- 2 特別な事情とは、海外在留、長期病気療養、育児休業、糖尿病に療養に関わらない部署への人事異動、進学、その他。
- 3 更新延長を受ける者は、申請期間中に延長申請書類を提出する。
- 4 申請期間は更新対象者に個別通知される。
- 5 認定期間延長が認められた者は、翌年度改めて更新申請もしくは認定期間の再延長の申請を行うこと。
- 6 認定期間延長申請は1年毎に5回までとする。なお1回の申請で延長は1年とする。
- 7 認定期間延長申請では更新審査料の納入は不要。
- 8 認定期間延長申請後、認定委員会内の更新小委員会において審査し、当会より申請者本人に延長可否の結果を通知する。

第7条 認定資格の失効

以下いずれかの場合、「千葉県糖尿病療養指導士／支援士（以下、CDE-Chiba）」の認定資格は認定期間満了（延長した場合は延長期間満了）をもって失効する。

- (1) 更新又は認定期間延長の申請を行わなかった。
- (2) 更新審査で認定更新の条件を満たしていると認められない。
- (3) 認定期間延長審査で認定期間延長が認められない。
- 2 CDE-Chiba が失効となった場合、同時に千葉県糖尿病対策推進会議会員資格も喪失となる。

第8条 認定資格の再申請

CDE-Chiba の認定資格が失効した場合、翌年度以降、「CDE-Chiba 認定講義・試験」

の受講・受験は妨げない（試験受験のために、認定講義の受講は必須）。ただし、認定期間中の受講・受験はできない。

第9条 補則

この規定は2013年4月1日より施行する。

この規定の改定は更新小委員会で行い、当会理事会の承認を受ける。

特例として2013年1月1日から3月31日に開催された研修会については、別表に定める認定単位の承認を受け

附則

この規定の一部改定は2025年1月13日より施行する。

2012年12月18日制定（千葉県糖尿病対策推進会議理事会承認）

2016年2月2日（一部改定）

2016年8月2日（一部改定）

2017年12月5日（一部改定）

2018年2月13日（一部改定）

2019年4年9日（一部改定）

2026年1月13日（一部改訂）